

| | |
|------------------|---|
| Title | 王領植民地下のマサチューセツツ財政 |
| Sub Title | Financial history of the royal colony of Massachusetts |
| Author | 金丸, 平八 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1952 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.1 (1952. 1) ,p.47- 56 |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19520101-0047 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520101-0047 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の貴族的な臭味と趣を異にしているが、何と言つても人間としてのシドニーの魅力は、無關心ともいへべき寛大さであつた。もし英國社會史にシドニーに近い人を見出そうとすれば、それはジェレミー・ベンサムである」と(註1)。

シドニー・ウェットとジェレミー・ベンサムとがどのような共通點をもっているかは別の問題であるが、何れにせよ彼等が英國社會史に與えた影響とその残した業績とはベンサムに優るとも劣らなかつたであらう。ベアトリスは、一九四三年八四歳の高齡をもつて第二次大戦の勝利を見ずに死去したが、以來シドニーの健康もとみに衰え、一九四七年十月、八十八歳をもつてその多忙な生涯を終えた。後にバーナード・ショーの提議により、夫妻の遺骸はウェストミンスター寺院に葬られ、そして勞働黨はウェット夫妻に對し心からなる哀悼の言葉をおくつたといわれる。

以上筆者はウェット夫妻の八十年以上にわたる生涯を概観してきたが、彼等がその全生涯を通じて社會主義のために寢食を忘れて献身したその努力もさることながら、人間としての彼等の偉大さは何よりもその良心的な態度と眞實に對するあくことのない探求心であつた。國家社會主義者としてのウェット夫妻が、ソヴェートの共產主義に與えた讚美はむしろ當然であるとしても、問題は彼等がこれをもつて正に「崩壊に近づきつつあ

る資本主義文明」に對して「新しい文明」であると認めたところにある……、だが彼等は幸福であつた。社會主義者が少くとも世界を變革するための哲學である以上、社會主義者の多くは迫害と苦難と失望の中に人知れず死ぬのを常としたとすれば、彼等の生涯は實に例外ではなかつたか。シドニーとベアトリスとのまれに見る結合は、思想史家にとつてカール・マルクスとフリードリッヒ・エンゲルズのその如く興味ある事實ではある。しかし愛妻イェンミーとともにロンドン寓居で貧苦と失望のうちに淋しくその一生を終えたマルクス夫妻の生涯と、晩年にはバスフィールド卿として貴族に列せられたウェット夫妻とを比較して、人々はそこに何ものかを感じるであらう。ともあれ今はただウェット研究のための最初の試みとしてこのオピチュアリーを終ることにする。

(註1) だがベアトリスはシドニーが貴族の稱號をうけるのを猛烈に反對したのは印象的であらう。
(註2) Webs and their work by M. Cole; 285.
—一九五一、一〇、五—

王領植民地下の

マサチューセッツ財政

金丸平八

樞府拓商務委員(註1)の設置(一六七五年)に伴ひ、イギリスの植民地政策は、帝國主義的色彩を以て覆はれてしまつた。チャールズ二世によつて企圖されたマサチューセッツ植民地(以下マサ植民地と稱する)の特許狀に對する攻撃は、その具體的な表現と見ることが出来る。即ち、一六八三年の Quo-Warranto 令狀、Act of Rescission 令狀(註2)に基き、大法官廳は閣席裁判によつて一六八四年十月十三日特許狀の無効を宣言したのである。かくてマサ植民地は特許植民地としての地位を喪失し、半世紀餘に亘る歴史に一應の終止符を打たねばならなかつた。

この新たな、然も重大な局面に臨み、マサ植民地は、何等の抗争手段も採り得なかつた。商業的發展に伴ふ商人層の擡頭は、マサ植民地の階級構造を根底より動搖せしめてゐたのである。然も、彼等商人層の保守的傾向は、武力抗争に反對の態度を明示してゐた。この内的變革に加へて、王領ニュー・ヨーク及びフランス植民地の發展は、新英領に於けるマサ植民地の地位を相

王領植民地下のマサチューセッツ財政

對的に弱体化せしめるものであつた(註4)。人々は、嘗つて西印度諸島の辿つた運命に想ひを馳せ、憂慮の念を抱きつつも、本國の措置に従ふ以外に途のないことを知つたのである。

マサ植民地の不安を餘所に、ゼームス二世は、先王の政策を強力に展開すべく決意した。この意圖に基いて、アンドロス(St. Edmund Andros)の新英領總督就任(一六八六年)は實現されたのである。彼の任務は、重商主義的經濟體制の強化——特に航海條例の嚴守——と共に、活潑化したフランスの動きに對應せんとする軍事的目的をも含んでゐた。その意味に於て、チャールズ及びクラレンドン(Edward Hyde Clarendon)の政策より一步前進したものと云ふことが出来る。然し、アンドロス政權は成立當初より幾多の矛盾を内包してゐた。彼の統治下に置かれた各植民地の理想・歴史・傳統等の相違は、反抗を醸成する最大の要素となつたのである。従つて、マサ植民地が一貫して、急進的反逆者としての態度を維持したのも、當然の勢といふ外はない。マサ植民地の支配者達は、彼を目して、聖なる理想を破壊し、自由を蹂躪するものとなした。一般民衆すら免役地代の徴収に對しては一齊に怨嗟の聲をあげたのである。エセツクス(Essex)の各タウンが納税拒否の態度に出たのも、この事情を反映した一例に過ぎない。かくて、マサ植民地とアンドロス政權との確執は、激化の一途を辿つて行つた。兩者の全面的衝突は、最早や時間の問題に過ぎなかつた。

四七 (四七)

光榮革命は、兩者の緊張關係を終局的段階に導いて行つた。その結果、アンドロス政權は一瞬にして崩壊し、マ植民地は直ちに舊特許狀に據る政體を回復したのである。^(註10)更に、彼等は舊特許狀の再確認を求める請願をも提出してゐた。

これより先、マ植民地は、マ・サー (Increase Mather) を英本國に派遣し(一六八八年)、舊特許狀回復の任に當りしめた。セームスの蒙塵・アンドロスの失脚後、彼は、一時的措置として、舊特許狀に基く植民地政府承認の巡回指令書が各植民地に送られることを知つた。この間彼は、ホワートン卿 (Lord Wharton) を介して舊特許狀回復への努力を續けたのである。然し、この希望を達することが不可能であることを知つた時、彼の期待は、植民地の要求を大幅に採り入れた新特許狀の獲得へと向けられた。應て、彼を起草者に加へて作成された新特許狀が、一六九一年マ植民地に送られたのである。^(註11)

(註1) この譯語は、藤原守胤著「アメリカ建國史論」に據る。原語は「The committee of Privy Council for Trade and Plantations。」 H. E. Egerton: A Short History of Colonial Policy. London. 1920. p. xiii. 「The Lords of the Committee of Trade and Plantations.」 O. M. Dickerson: American Colonial Government 1696-1765. Cleveland. 1912. p. 19. 「The Lords of the Trade and Plantations.」 藤原・上巻三

九〇年)「Inter Colonial War」と呼ばれる英佛の衝突。^(註8-9) 藤原、前掲書、四八五-四九二頁。

(註10) この時、植民地の採つた攻撃は、アンドロス政權に對する植民地の人々の感情を明にしたものである。藤原、前掲書、四九八-五〇七頁。

(註11) W. Macdonald: Select Charters and Other Documents illustrative of American History 1696-1775. P. 205.

II

既述の経過を辿つて與へられた、第二特許狀の内容を、第一特許狀との比較に於て検討して行かう。

新特許狀は、マ植民地の領域を擴大したばかりでなく、植民地議會・議員の選出規定等に著しい變革を齎した。即ち、植民地議會は正式に承認され、この議會による非公民への課稅權も合法的なものとなつた。更に、植民地に於ける民事・刑事兩裁判權も確立した。二十八名の理事・參事の選舉資格は財産上の制限に止まり、舊來の宗教的制約は全面的に撤廢された。これ等の事實は植民地の自治權擴大を意味するかに思はれる。作然、知事・副知事 (Deputy-Governor or Lieu-Tenant) を始め諸役員は勅選され、植民地議會の行爲に對する否認權、樞密院の審査權は詳細且明文を以て規定された。それ故、自治

王領植民地下のマサチュセッツ財政

七十頁。と區々である。

(註7) Edward C. Smith: A Dictionary of American Politics. N. Y. 1924. p. 345. は次の如く説明してゐる。…… a judicially writ issued for the purpose of correcting usurpation, the mis-use of power, or the failure to exercise authority on the part of a public officer. 即ち、特權を有する法人團體に對し、國王の權利を擁護する爲の法的行爲である。藤原、前掲書、四七八頁。脚注參照。

(註8) Quo Warranto と同一の性質を有するも、前者が法人團體に對する法的行爲であるに反し、これは、法人を構成する個人に對して發せられるものである。藤原、前掲書、四八一頁。脚註參照。

(註9) Egerton: op. cit. p. 97. (註10) Sir George Ayscue とよる、バルバドスの王領化(一六五三年)を代表される「聯の動きを指す。藤原、前掲書、三三〇-三三三頁。

(註11) 「Governor-General of the Dominion of New England」と稱し「Massachusetts Maine, New Hampshire, Plymouth」の統治者に任命された。(五月) (註12) 次の事實は、この推論を裏付ける。即ち、フィリップ (Sir W. Phipps) と The Part Royal の征服 (一六

權の擴大は、見せかけのものと化してしまつた。何故ならば、彼等が植民開始以來、變轉を極めた植民地政策に惱まされながらも自己を護り得たのは、特許狀に示された條項の曖昧さを利用し、無視と干渉とを通じ大權を侵害することが可能であつたからである。^(註4) 結局、新特許狀は、「國王の意志」に依存する度合を一段と強めたものであつた。従つて新特許狀に對する不満も亦強烈であつた。武力抗爭を思はせる様な險惡な空氣がマ植民地全體に漲つてゐた。乍然、相次ぐインデアンとの抗爭は、マ植民地を困憊の極に陥れ、公庫は缺乏に喘ぎ續けてゐた。^(註6) 新特許狀への服従を不可避的運命と知つた後も、人々の心は暗かつたのである。

選舉資格の改變並に一見矛盾するかに見える政策内容一方に於て自治權を擴大し、他方に於て制限する一とは、新特許狀に大きな特色を與へてゐる。即ち、新しい選舉資格は、舊來、マ植民地に行はれた宗教的寡頭政治に致命的打撃を與へると同時に、擡頭する商人階級の政治への參加を認めたものである。換言すれば、商人階級の力は、政治への參加を容認せしむる程強力となつてゐたのであつた。本國政府に見られる權力移行の過程と植民地のそれとは、據ひ手の量的相違のみであつた。政策面に現はれた矛盾性は、新特許狀を英本國と植民地との間に取交はされた妥協の所産と呼ばしめてゐる。それは、ウィリアムが植民地を強力な統制下に置かんとする本國の資本家的

貨殖化の力に抑されつゝも、その希望を強行することにより惹起さるべき事態に危懼の念を抱いてゐた結果であつた。

(註1) メイン、ニュー・ブランズウィック、ノヴァスコシア(Akadia)、ニュー・ブランズウィック (New Brunswick) を併せ、その面積は六倍となつた。W. Macdonald: op. cit. pp. 207-212.

(註2) この選挙資格は次の通りである。

マ植民地内に居住し、年收四〇シリングの土地を持つか (Freeholder) であるか、五〇ポンドの財産を所有する人。尚第一回に限り参事、理事は勅任され、任期は一六九三年五月迄である。

(註3) Judge, Sheriff, Provost, Justice of Peace, 他 "Commissioners of Oyer and Terminer" 等を間接に任命する。

(註4) Egerton: op. cit. p. 123.

Charles. H. J. Douglas: The Financial History of Mass. from the Organization of the Mass. Bay Company to the American Revolution. N. Y. 1892. pp. 56-57.

(註5) Douglas: op. cit. p. 56. foot note.

(註6) Douglas: op. cit. p. 57.

(註7) 三田學會雜誌、第四十二卷、七・八合併號三一頁。

(註8) ウィリアム三世治下に於ける、イギリスの政治形態に關しては、『資本論』長谷部譯 第一卷・第四分册、三〇四―三五頁、及び Egerton: op. cit. p. 115.

三

アンドロス政權の成立、第二特許状の下附といふ重大な局面に際會して、マ植民地が嘗つての如く積極的抗争手段を決意し得なかつた背後に、財政的困難の存在したことは、既に指摘した通りである。それ故、マ植民地にとつて、財政問題の解決は焦眉の急であつた。王領化せるマ植民地が、最初の植民地議會(以下議會と略稱する)に於て、九件の法案を通過せしめ、その中五件までが財政關係のものであつたことは、この事實を端的に示してゐる。乍然、これ等諸法令は、何れも公庫の補填を計るに急であつた爲、十七世紀前半の財政機構の單なる延長でしかなかつた。

King Philip's War (一六七五―一七六六年) による甚大な被害(註4)に拘らず、それに續く約十年間、マ植民地の商業的繁榮は目覺しいものがあつた。従つて商業に従事する人々は課稅率の増大に抗議し、航海條例を無視し得るまでに成長してゐたのであ(註5)。この社會・經濟組織の變遷は必然的に新たな財政機構を要求する。それ故にこそ、財政は社會的動因・政治的動因を研究する最良の手懸りとなり得るのである。本稿の終極的目的も亦こ

の點に置かれねばならない。

特許植民地より踏襲した財政機構に、最初の變化を與へたのは、一六九二年の臨時措置法 (Temporary Law) であつた。この法令は、九四年に修正され發展せしめられた。従つて、マ植民地の財政史は、この時以降、新段階に到達したと見ることが出来る。

九四年に制度化された所謂「税額決定法」(Apportionment Act) は、舊來のそれに根本的な變革を齎した。即ちこの法令により、各タウンの徴收さるべき税額は議會又は議會の援助の下に決定されることとなつた。これに伴ひ各タウンの課税委員(註6)が單獨に行動することは禁ぜられた。この目的は各タウン間に生ずる負擔の均衡化を計らんとするものであり、換言すれば、六八年の課税原則を擴大延長したものである。課税額決定權の移行は、課税委員の廢止、議會による「課税専門委員」(separate boards of assessors) の設置を促した。乍然、各タウンが課税委員の存續を強く要望した爲、兩者は並存するに至つた(一六九四―一六九九年)。この結果、課税委員の主要任務は税表の作成を通じ、會計官の綜合税表 (completed Tax List) 編成を援助することとなつた。議會による税額決定の基礎が、この綜合税表にある限り、税額決定に參與するといふ課税委員の權限は、依然として残されてゐたのである。従つて、課税委員と課税専門委員との間に横たはる制度的矛盾は、早急に是正されね

ばならなかつた。この問題は、課税専門委員の選出母體を各タウンと規定することにより一應の解決を見たのである(一七〇〇年)。然し、この規定は、正に舊來の課税委員組織への逆行であつた。一七〇七年に至ると、課税額の決定權は再び課税委員の手に歸し、その權限も亦大幅に擴張された。その後、税額決定に關し、部分的修正は幾度となく一例へば、一七一八、一七八年等一繰返されはしたが、その原則則課税の平等化は十九世紀中葉に至るまで守り續けられたと言はれてゐる。

税額決定に參與し、その徴收を指令する課税委員の資格・選出方法は如何なるものであつたらうか。
資格に關する制限は二種に大別することが出来る。一は、一六九二・九五年に示された居住と良識 (able and discreet, of good conversation, inhabitants within such town) 及び不動産の所有者 (Freeholder) たることを要求したものである。他は、九四年の具體的財産資格を規定したものである。後者に就て謂へば、住民五萬人以下のタウンに於ける課税委員は五〇磅、それ以外では百磅、ポズドンに於ては三百磅の年收ある不動産所有者と定められた。勿論、年収入及び不動産所有の内容・形式等を詳細に知ることとは出来ない。然し、この規定が、生産物収入とそれに相應する土地所有とを示すものであるならば、多くの農民にとつて、課税委員の地位は程遠いものであつた。この限りに於て、課税委員は大土地所有者―マ植民地

は、その當初より大土地所有を妨げるものではなかつた^(註11)の特權と看做される。乍然、この資格制限に關する規定は、九五年に廢止され、二度と甦ることにはなかつた。中央集權的な「稅額決定法」と等しく、かゝる特權に對する人々の反對によるものと考へられる。九六年以後、マ植民地の課稅委員は、在住者たるものが資格の至てとなつたのである。

選出方法は多岐に互り、一貫した方針の下に統一されてゐたとは考へられない。一六九四、九九、一七三〇年の夫々を例にとつて見ても、特別法、一般法、特殊規定がその任命の基礎條項となつてゐた。これは、マ植民地を見舞つた財政的危機に對し、彌縫的政策に終始してゐたことを示してゐる。任期は概ね一ヶ年を原則とし、委員の数は三名以上の奇數とされてゐた。選出の時期が、タウン總會(通常毎年三月に開催される)と一致することの多いのは當然である。更に、一六九二年課稅委員として民兵の將軍を參加せしめたのは、支出の大部分を占める戰費の責任者なるが故であつた。課稅委員に對する金錢的報酬は九六年迄、皆無であつた。この年の六月、稅額決定其の他課稅委員として仕事に従事した日に限り、二志が給與されることになつた。然し、この規定が嚴密の度を加へ、「課稅委員が仕事に従事し、その仕事に必要なりと認められた額」のみが支給されるに至り、課稅委員の金錢的報酬は僅かなものとなつた。こゝにも、課稅委員の地位は、名譽職化し、人々から遊離した存

在となる原因が潜んでゐたのである。

右に述べた如く、直接稅は、制度的にも十八世紀初頭に於てその歩みを止めてしまつたやうに思はれる。エドワード條約(一七一三年)後、マ植民地を訪れた商業的繁榮は商人階級の政治的優勢を決定的ならしめた。乍然、彼等は財政機構の改善に努力することなく、後に述べる紙幣・公債等の發行に注意を向けたのである。何故ならば、マ植民地に於ける財政的要求に應へ得る爲には、これ等機構の質的變革が必要であつた。然しその爲には彼等の經濟的支柱を變更するか或は、農民層との決定的對立を覺悟せねばならなかつた。何れにせよ彼等にとつては好しいものではなかつた。それ故に、かゝる變化を要せず且亦、彼等にとつて有利な、紙幣・公債發行政策を採つたのである。

直接稅に現はれた支配層の性格は間接稅に於て一層顯著であつた。獨立戰爭當時、人口の大部分が農業に従事してゐたといへ、投機的貿易商乃至それと結合する地主層の政治的支配力は些かも衰へを見せてはゐない。然も、彼等の致富が、主として、本國の航海條例を濫る非法的手段に據つてゐたことは、植民地關稅の性格を暗黙の中に指示してゐる。

關稅の終局的完成は一七三九年を待たねばならなかつたとしても、その萌芽は既に直接稅と等しく、一六九四年に見られてゐる。關稅局長(Head of custom)は一名に限定され、議會又は知事によつて直接任命された。九二年彼の任命權を知事、

參事に委任したことは、唯一の例外であつた。彼の資格は、宣誓を除き、何等具體的條項を定めてはゐない。彼の權限は非常に強力且廣汎なものである。即ち、稅額の徵收は勿論、密輸品の檢索、差押等の實力行使すら許されてゐた。支配層の利益代表とも稱すべき彼の任免權が、彼等の手中に在つたことは當然であるが、この廣汎なる權限委譲は誠に奇異に感ぜられるのである。然し、實力行使に際しての附帶規則は、かゝる權限を完全に抹殺するものであつた。彼はこの權利を實行するに際し保安官一名以上の許可を必要とし、更に副知事の許可を得るか或は彼等の立會を求めなければならなかつた。かくて、彼の權限は彼等の權限が如何に擴大されやうとも(一七〇三年)それを實行し得る機會は殆ど無に等しかつたと言ふことが出来る。從つて、植民地時代に於ける關稅發展の遲滯は、當然の結果であつた。當時の支配階級は關稅制度の整備・強化が商業利潤の減退を齎し、自己の勢力を削減するものであることを熟知してゐたのである。

られた廣汎な權限も、行使する人々の任免權が議會に委ねられてゐる限り、自から限界が存在した。従つて制度的改變が幾度試みられやうとも、その本質に變化がない限り、單なる繰返しに過ぎないことは明白である。それ故、登録を怠り、所定の宣誓を拒否する醸造業者の態度こそ内國消費稅の持つ意義を餘す所なく説明してゐるのではあるまいか。過去に於て、マ植民地がイギリス本國の曖昧な宗主權を利用して發展した如く、彼等も亦法律を巧に利用し、自己の繁榮を計つて行つたのである。

(註1) 一六三四年所謂“Land Commission”(William Landを首席とし、十一名の樞密院議員によつて構成されてゐた)により、マ植民地の第一特許狀が剝奪され、Ferdinando GorgesがNew England總督に任命されたとき、マ植民地參事院は次の決議を行つた。「吾々は、彼を迎ふべきでない。出來得べくば法律上の權利を擁護し、然らざれば回遑又は遷延の策に出づべきである。」藤原、前掲書、二八八―九頁。

(註2) Douglas: op. cit. p. 59.

關稅の性格は、他の間接稅、特に之が補完稅としての目的を持つ内國消費稅にまで延長された。商業資本と直接・間接に結合した植民地産業―造船・醸造業等―に、この傾向は著しかつた。酒類(spirit, liquors, molasses, etc.)の製造に課せられた許可料、更には密造の取締等が所期の成果を擧げ得なかつたのも、制度的缺陷によるものではない。この目的の爲に與へ

この法案の内容は、マ植民地乃至各タウンテイによる賦課金の殘額を徵收する爲のもの、二、人頭稅、財産稅の課稅權に關するもの、關稅・噸稅・國內消費稅に關するもの、植民地發行にかゝる信用手形(Bills of credit)償還の期限延長に關するもの各二であつた。

(註10) 三三三 社會雜報 前掲參照。

(註11) 』の報告に據りて、マサチューセッツの兵へ配下せられたる。

Of the five thousand men of military age in Mass. and New Plymouth, one in ten had been killed or captured. Of the eighty or ninety towns in eastern New England, forty were badly damaged by fire and a dozen were totally destroyed. More than one hundred thousand pounds were spent by the colonists on their military forces, a sum which was stated to exceed in amount the personal property of the inhabitants. (E. Channing: A History of the United States. Vol. 2, p. 79.)

(註12) W. B. Weedon: Economic and Social History of New England. 1620—1789. pp. 353—354.

(註13) Assessor せりて、その選任に關するに selectman, trustee の地位を有するものとす。

(註14) R. H. Whitten: Public Administration in Massachusetts. the relation of control to local activity. Studies in History, Economics and Public Law. 1898. N. Y. Vol. VIII. No. 4. pp. 101—102.

“Whereas sundy complaints have been made of

much inequality in the annual assessments to public charges, the several towns and counties not paying in just proportion to one other, as is the true intent of the law,.....it is therefore ordered,..... that henceforth from time to time there shall be some meet, able faithful and judicious men, chosen and authorized by the court, viz., two in the county of Essex, two in Suffolk, two in Middlesex, and two in Norfolk, who meeting together with the commissioners of the several towns, they or the major part of them so meet together, shall have the absolute and final determination of the just proportion of each town and each person and estate therein, so that there may be a just and equal proportion between county and county, town and town, merchants and husbandmen, with all other handicrafts as much as in them lie.”

(註15) Tax List の序に據りて Douglas. op. cit. pp. 67-68.

(註16) 一七三〇年に見られる如く、大幅な税制改革に伴ひ、課税権の大部分が、課税委員の手に移じた。

(註17) 今、此の表を掲げしむ。

一 十六年間に於ける海軍の賃給 (Seaman's Wages)

Master, £ 6. Per month.

Mate, £ 4. 10s /

Seaman, £ 3 ~ £ 3. 15s Per month.

二 農業労働者の状況を知るもの

Mowing, 2s 2d

Common Labour, 2s

Women's Labour, £ 4 ~ £ 5. Per annum.

三 穀物買取の賃給の表

(i) Wheat. Per bu. (ii) Indian Corn. Per bu.

1690. 4s 6d 2s ~ 3s

’92 5s 8d 3s

’98 2s 6d 2s

(iii) Wool. per lb. (iv) Cordfish. per. hhd.

1690 7½d 1690 £ 5.

(v) Molasses. per hhd.

1693 1s 2d (Weeden: op. cit.)

(註18) A. B. Maclear: Early New England Towns.

N. Y. 1908. pp. 64

(註19) H. U. Faulkner: American Economic History.

6ed. pp. 64

(註20) A. M. Schlesinger: The Colonial Merchant and

王領権の利権の争奪

the American Revolution. 1763—1776. pp. 23—30.

(註21) 』の語に關して若し今、國家の關稅目的が、舊へて、公債の財政的な目的に在り、現在の市民の奉仕組織 (civil service methods) を認識したか、いかに、.....此の多くの問題を解決し、我々の簡單且公平な關稅政策を示し、我々の「容認」難く。J. D. Goss. The History of Tariff Administration in the United States, from Colonial Times to the McKinley states. Studies in History, Economics and Public Law. 1918. N. Y. Vol. I. No. 1. pp. 7—8.

四

従来の租稅組織から紙幣、公債政策への轉換が、植民地の必然的要求であったことは既に述べた通りである。一六九〇年、植民地は、公庫の缺乏を充つ爲に七千磅の紙幣を發行した。この額は Port Royal の遠征費等により同年の中に四萬磅にまで増加した。この制度は、貨幣の不足をかこつ農民からも歡迎された。紙幣の償還に關し植民地當局は樂觀してゐた。何故ならば、次年度の稅收入を之に豫定し、更には、紙幣による政府支拂に多額の打歩を附し、還流を計つてゐたからである。乍然、當局の期待は完全に裏切られた。紙幣の發行額は増加の一途を辿るのみであつた。

紙幣の急増とは對蹠的に、直接税の大宗である人頭税は減少してゐた。即ち、一六四五年二〇片が課せられてゐたにも拘らず、九〇年代には一二片に減額されたのである。九二年の直接税収入が三萬磅を算してゐる點から見て、四千磅の増税は易々たるものではなかつたであらうか。この紙幣發行の經驗は、支配者達に十分な満足と與へたに違ひない。通貨不足による農民及小生産者の不平は緩和され、然も、財政的負擔は軽減されたかの如く偽裝されてゐた。加ふるに、公庫を充し、戦費を賄ひ得た。従つて、紙幣・公債(Bills of Credit)大藏証券(Buy Chequer Bills)等の濫發の蔭に、それ等の減價を豫想し、致富への途を密かに狙つてゐた人々は皆無であつたらうか。

膨脹に膨脹を續けるこれ等紙幣の擔保に引當てられてゐたものは、税収入のみであつた。乍然、既述の如く、租税體系は、瀕死の状態であつた。従つて、これ等の償還が遅延を重ねたのは何等怪しむに足りない。一七〇四年、支拂期限の二ヶ年延期を宣せられた一公債が、九・一〇・一一年に、夫々四・五・六年の再延期を規定され、遂に三〇年間の延期に切替へられたのである。それ故、それ等の減價は免れない。然も、この減價による犠牲は、通貨不足を歎じた人々の肩に落ち掛つて行つたのである。終局的には償還され、否償還を決定することの出来る人々にとつて、それは絶好の投機的對象となつた。一七五〇年、この投機は、投機者の勝利に終つたのである。

書評

小倉武一著『土地立法の史的考察』

小池基之

われわれが經濟政策を現實の問題としてとりあげようとする場合には、その具體的な内容はいづゆる廣義の法律によつてあてられるので、その經濟政策を擔つてゐる法の分析なくしてはその役割をまつたく果すことは出来ない。もちろん法はその背後にある社會經濟的諸關係を構成する諸因子の對抗關係の結果として形成されるので、そのかぎりにおいて當該法の分析が問題とされなければならぬのであり、また、經濟政策の具體的な表現としての當該法の社會的意義や性格の分析のためには、それが法として形態をととのえるにいたるまでの成立過程の考察を等閑に附するわけにはいかないのである。そして、現在われわれの當面している農業政策の意義や性格を的確に扶摘するため、これまでの日本農政の展開を跡づけてみようとするならば、右のような操作をもつた農業立法の史的考察をその一面の課題としてもつこととなるであらう。けれども、こ

小倉武一著『土地立法の史的考察』

これ等紙幣と共に、一七一九年に始まる富饒(Provincial Lottery)銀行券(Bank Note)の濫發に關しても研究を進めなければならぬ。然し、これに就ては、紙數の關係上、他日に譲ることとする。唯前者は、今日我々の經驗する、饑と、その本質に於て何等擇ぶ所はない。それは、一般民衆の射倖心を巧に利用し、犠牲を強ひる組織なのである。

以上簡単にマ植民地の財政的發展を跡づけ、これが背後にある社會・經濟的關係を探らんとしたのであるが、誠に不十分な結果しか得られなかつた。その原因の大半は、筆者の不勉強に歸せらるべきであるが、マ植民地に關する財政自體の記録を十分参照し得ないことにも依つてゐる。乍然、與へられた條件の中で努力することは、それ自體決して無意味ではあるまい。

(註1) D. R. Dewey: Financial History of United States, p. 21.

(註2) C. T. Bullock: Historical Sketch of Finances and Financial Policy of Massachusetts, p. 3. footnote.

(註3) 一六八八年の人口は、四・四萬人である。従つて、これ等の人々に對する、直接税の操作により、財源を見出すことはさしたる困難はない筈である。人口は、Bancroft: History of the United States, Vol. I, 603 頁據す。

(一九五一年一月一〇)

のような仕事、たとえば日本土地制度史上における一劃期としての農地改革の意義を確定するために、日本資本主義における土地立法の過程を、「その内容と背景とについての綿密なる調査と正確なる解明」をもつて追求するということは、必要なことであるが、またきわめて骨の折れる仕事であるといわねばならない。このたび(昭和二十六年三月)「農業綜合研究所研究叢書」第一七號として刊行された小倉武一著「土地立法の史的考察」はまさにこのような要望に應えるものといふべきものである。

本書において企圖されているところは「近代日本における土地所有關係を土地所有權の性格を基準として考察」すること(八五五頁)であり、このような點から、「農地改革が直面したところの土地所有制とくに土地所有權」が「地租改正條例(一八七三)から戦時緊急措置法に基く小作料金納化の企圖(一九四五)に至る間における土地立法」の展開を通じて(八五五―六頁)考察の對象とされている。この間を通じて本書が一貫して規定する土地所有權の性格はそれが「地主的土地所有權」であるということである。「地主的土地所有權」はすでに徳川中期にその萌芽がみられるけれども(九四頁)、「民法の制定」(一八九六)を劃期してそれは「確立」される(二九三

五七 (五七)